

国立民族学博物館「みんぱっく」利用規程

〔平成23年4月1日〕
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が運用する「みんぱっく」の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 利用者の範囲は、次項に該当する団体とする。

2 世界の諸民族についての認識と理解を深めること等を目的として使用を希望する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体。

- (1) 初等中等教育機関、高等教育機関
- (2) 博物館、青少年教育施設、社会教育関係団体
- (3) 専修学校、各種学校
- (4) その他館長が認めた団体

(利用料)

第3条 利用料は無償とする。ただし、往復の運送にかかる費用等については、利用者が負担するものとする。

(利用の手続き)

第4条 第2条に該当する利用者が、利用を希望する場合は、原則として、利用開始希望日の2週間前までに借用申請書を館長に提出するものとする。

- 2 館長は、利用を認める場合は、必要な条件を付し、貸付承認書を発行するものとする。
- 3 第1項及び第2項にかかる様式は、別に定める。

(利用期間)

第5条 利用期間は、運送期間を含めて2週間以内とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 1ヶ月を越えない範囲で、遠隔地（北海道、沖縄、その他離島など）からの利用の場合
- (2) その他館長が認めた場合

(利用パック数)

第6条 利用パック数は、1団体につき1回あたり1パックとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 1パック1クラスで、複数のクラスで個別に利用する場合
- (2) その他館長が認めた場合

(利用に伴う遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) みんなっくの全部又は一部を転貸し又は担保に供してはならない。

(2) みんなっくを良好な状態で利用しなければならない。

(亡失・汚損)

第8条 利用者がみんなっくを亡失又は汚損したときは、利用者はただちに申し出て、破損・紛失届を館長に提出しなければならない。

2 前項の場合、利用者は、みんなっくに損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、利用者の故意又は重大な過失によるものであると館長が認めた場合に限る。

3 第1項にかかる様式は、別に定める。

(利用停止等)

第9条 館長は、不都合な行為のあった利用者に対して、利用停止等の措置をとることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、みんなっくの利用に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。